助成金情報その2

定されています。 助成金も見直し、廃止、新設等、大きな見直しが数多く予民主党の事業仕分けの影響でしょうか、雇用に関連する

●中小企業緊急雇用安定助成金の見直し

おり見直します。 事業所内訓練(※1)の教育訓練費の支給額を左記のと

[対象労働者1人1日当たり支給額]

·4、000円→ **2、000円**(雇用調整助成金)

•6、000円→ 3、000円(中小企業緊急雇用安定助成金)

どおりの支給額です。
事業所外訓練(※2)の教育訓練費の支給額は、これまで

(※2)事業所内訓練以外の教育訓練で、1日に3時間以上(※2)事業所内訓練以外の教育訓練で、1日に3時間以上の全居または半日(3時間以上)にわたり行われるもの。の生産活動とは別に、受講する労働者の所定労働時間の生産活動とは別に、受講する労働者の所定労働時間の生産活動とは別に、受講する労働者の所定労働時間のと。

*実施時期→平成23年4月1日以降申請分から

▶中小企業子育て支援助成金の見直し

業取得者が出た事業主は支給対象になりません。)
総する制度です。(※平成18年3月31日以前に育児休対して、初めて育児休業取得者が出た場合に助成金を支業を実施する中小企業事業主(従業員数100人以下)に業の取得促進を図るため、一定の要件を備えた育児休休業の取得促進を図るため、一定の要件を備えた育児休中小企業子育て支援助成金は、中小企業における育児

支給対象

給対象となる予定です。②復職後1年継続勤務をした対象育児休業者までが支①平成23年9月30日までに育児休業を終了し、

(但し、平成24年度予算にかかる部分はさらに変更の

(2)支給単価の変更可能性があります。)

ある対象育児休業者から適用される予定です。 算して1年を経過した日)が平成23年4月1日以降で支給要件を満たした日(育児休業終了日の翌日から起

1人目	80 万円 (改正前:100万円)
2人目から	60 万円
5人目まで	(改正前:100万円)

●両立支援レベルアップ助成金

定です。 ルアップ助成金の各コースは、以下のとおり改正される予ルアップ助成金の各コースは、以下のとおり改正される予平成23年度厚生労働省予算案において、両立支援レベ

等室にて申請を受け付けます。 ース、休業中能力アップコースが廃止されます。 ース、休業中能力アップコースが廃止されます。

(2)育児・介護費用等補助コースが平成24年1月の申請

両立支援レベルアップ助成金の各コースは、両立支援助成(3)助成金の申請先が変わります

が以下のとおり変更されます。

金又は中小企業両立支援助成金として再編され、申請先

現 行	改正後
平成 23 年8月まで	(財)21 世紀職業財団地方事務所
平成 23 年9月から	都道府県労働局雇用均等室

URL http://www. 6064. jp 社会保険労務士 赤井孝文 赤井労務マネジメント事務所